

# 津久見市業務継続計画（B C P）策定業務

## 【特記仕様書】

### 第1章 総 則

#### 第1条（適用）

本特記仕様書は、本市が実施する「津久見市業務継続計画（B C P）の作成」（以下「本業務」という。）について適用する。津久見市を「発注者」、本業務の受託者を「受注者」とする。

#### 第2条（目的）

近年頻発する台風・集中豪雨などに災害の激甚化、南海トラフ地震など大規模な地震災害への対応をはじめ、大分県地域防災計画及び関係法令等との整合を図り、さらには津久見市の新庁舎移転に伴う組織機構見直しに沿った総合的な防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、非常事態における行政サービスの機能停止等を回避し、事業の継続的な運営の実施を目的とし、業務継続計画（案）を作成する。

#### 第3条（業務期間）

本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月15日（月）までとする。

#### 第4条（準拠する法令）

本業務は、この仕様書のほか下記の関係法令等に準拠して行う。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法  
(平成14年法律第92号)
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)
- (5) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (6) 市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月内閣府）
- (7) 大分県地震津波被害想定調査報告
- (8) 大分県地域防災計画
- (9) 津久見市地域防災計画
- (10) その他関係法令

## 第5条 (業務対象箇所)

本業務の対象箇所は、津久見市全域とする。

## 第6条 (損害の賠償)

本業務の遂行中に受注者が発注者または第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

## 第7条 (資料貸与)

発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に一定期間貸与するものとする。借用及び納品には J-LIS 認証を受けた業者であることを前提とし、資料借用及び納品は状況により LGWAN 回線を利用し実施する事も検討する。利用に関しては協議の上決定するものとする。なお、受注者は発注者から貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

## 第8条 (成果品の検査)

受注者は、本業務完了後速やかに納品書等関係書類とともに成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

## 第9条 (成果品の瑕疵)

納品の後、成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

## 第10条 (成果品の帰属)

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属する。また、受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

## 第11条 (守秘義務)

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

## 第12条 (情報管理及び情報保護対策)

受注者は、本業務で取り扱う情報について、発注者より貸与された全ての資料及び情報を適正に管理しなければならない。そのため、受注者は本業務の実施にあたっては、情報保護の観点から、次の資格を有する者として、本業務の着手前に認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。なお、(1)については、管理技術者及び契約者（契約受任者含む）の所属部署/場所にて取得しているものとする。

(1) ISO27001 (ISMS : 情報セキュリティマネジメントシステム)

(2) プライバシーマーク

### 第13条（品質管理）

受注者は、本業務の実施に際し、計画立案、中間及び完了検査、進捗管理などにより、成績の品質向上に努めなければならない。そのため、受注者は本業務の実施にあたっては、次の資格を有する者として、本業務の着手前に認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。なお、下記資格については、管理技術者及び契約者（契約受任者含む）の所属部署/場所にて取得しているものとする。

- (1) ISO9001（品質管理マネジメントシステム）
- (2) ISO14001（環境マネジメントシステム）

### 第14条（技術者の選任）

本業務の管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は、建設／都市及び地方計画）の資格又はRCCM（都市及び地方計画）を有し、自治体における地域防災計画業務の実績を有する者を配置するものとする。

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は、建設／都市及び地方計画）の資格又はRCCM（建設／都市及び地方計画）且つ、空間情報総括監理技術者を有する者を配置するものとする。

### 第15条（業務計画書等の提出）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに監督員と打ち合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者あてに提出し、監督員の承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

### 第16条（打合せ協議）

適正な業務の遂行を図るため、また手戻りの生じないように監督員と密接な連絡をとりその都度打合せ議事録を作成し、相互に確認するものとする。

なお、打合せは初回打合せ時・中間打合せ時・成績品納入時の計3回とし、初回打合せ時と成績品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

### 第17条（業務内容）

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 資料の収集・整理
- (2) 地域防災計画との整合（災害対策本部組織の事務分掌）
- (3) 被害想定シナリオの作成
- (4) 防災上の課題抽出・府内ヒアリング（アンケート調査）
- (5) 非常時優先業務等の選定
- (6) 業務継続計画案の作成
- (7) 打合せ協議（初回・中間3回・成績品納入時）

## 第2章 業務継続計画の策定

### 第18条 (計画準備)

本業務に関する契約図書及び業務内容を把握し、技術の方針・作業工程を検討し業務計画書を立案する。

### 第19条 (資料の収集・整理)

検討にあたっては、下記の資料の貸与を受け、必要な内容について整理するものとする。

- (1) 津久見市地域防災計画
- (2) 発注者及び関係機関の組織体制（条例に基づく業務分掌）等に関する事項
- (3) 災害対策本部組織系統、事務分掌の係る事項
- (4) 被害想定（大分県）に関する資料
- (5) 大分県地域防災計画（大分県防災会議）の修正事項
- (6) 地域特性及び災害履歴に関する資料
- (7) 災害時の配備動員基準（各職員の居住地）
- (8) 災害対策の必要資源（代替施設・備蓄物資・資機材・電源通信等）の状況
- (9) 防災関連計画・各種マニュアル等
- (10) 各種協定・覚書・関係団体等の状況
- (11) その他必要とする事項

### 第20条 (地域防災計画との整合 (災害対策本部組織の事務分掌))

地域防災計画及び災害対策本部（条例に基づく業務分掌）、関連資料などから、平常時・緊急（災害）時の組織、業務内容を把握し、業務継続計画に必要な最新の組織と業務分掌の内容の整合を図る。

### 第21条 (被害想定シナリオの作成)

既往の調査、検討結果及び関連資料などから、地震災害発生時の定量的な被害状況をとりまとめるとともに、被災シナリオを想定する。

住民サービスの維持・確保に必要な業務継続への影響について、業務継続計画作成ガイドラインに基づき、各対応計画へ反映する。

### 第22条 (防災上の課題抽出)

災害対応・危機管理への意識、災害経験、シナリオ及び関連資料などから、業務継続上の課題を抽出するものとする。

### 第23条 (非常時優先業務等の選定)

発災時に継続して実施する必要がある業務を「地域防災計画（事務分掌）」及び「通常業務」から特定し、非常時優先業務としてとりまとめる。

#### 第24条（業務継続体制、非常時対策の検討）

非常時などの発災当初に、資源の確保状況の確認や資源配分等を適切に行うためには、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要であることから、初動時に必要となる配備要員・応援要員等を勘案し、あらかじめ優先業務の実施体制等の整理表を作成するものとする。

#### 第25条（業務継続計画案の作成）

前条までの災害の想定や非常時優先業務の選定など、関連部署との調整・検討を踏まえるとともに、以下の観点に留意し、業務継続計画案をとりまとめる。

#### 第26条（成果品）

成果品は以下記載の通りとし、検査前には検査員立会いの下、検査合格したものを発注者指定の場所に納品するものとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 津久見市業務継続計画原案            | 1式 |
| (2) 津久見市業務継続計画 (A4 ファイル)    | 2部 |
| (3) 津久見市業務継続計画 電子データ (CD-R) | 1式 |
| (4) その他発注者の必要とするもの          | 1式 |